

議案第34号

三朝町公共下水道条例の一部改正について

次のとおり三朝町公共下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町公共下水道条例の一部を改正する条例

三朝町公共下水道条例（昭和61年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「町長が登録した責任技術者」を「日本下水道協会鳥取県支部に登録された下水道排水設備工事責任技術者」に改め、同条第2項中「及び責任技術者」を削り、同条第3項中「3,000円を、責任技術者の登録を受けた者は手数料2,000円」を「5,000円」に改める。

第22条の4第1項第1号中「昭和45年三朝町条例第46号」を「平成10年三朝町条例第32号」に改める。

第28条中「3万円」を「5万円」に改める。

第29条を次のように改める。

第29条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

貴 香 田 吉 三 郎

光 岡 宗 利

享 井 藤 子 三 郎

せ 三 郎

岡 宗 利

光 岡 宗 利

光 岡 宗 利

光 岡 宗 利

光 岡 宗 利

光 岡 宗 利

光 岡 宗 利

罰 則